

鈴鹿市上下水道局告示第4号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市上下水道局営業課において告示の日から縦覧に供する。

令和8年3月16日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和8年3月31日

2 下水を排除し、及び処理する区域

池田町字下り長、池田町字神田、稲生一丁目、稲生こがね園、稲生塩屋一丁目、岸岡町字大門、岸岡町字野口、桜島町一丁目、桜島町六丁目、庄野共進一丁目、高岡町字鯉、十宮町字田中、中箕田二丁目、西玉垣町字市場、野町中二丁目、東磯山一丁目、東玉垣町字四反田、平田本町一丁目、南玉垣町字新町、南玉垣町字玉垣、若松中一丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

鈴鹿市上下水道局営業課で縦覧に供する関係図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

四日市市楠町北五味塚1085番地の18

北勢沿岸流域下水道南部浄化センター